

愛宕商事株式会社 郡山支店 ライフサポート・ソリューション部
運営規程

(事業の目的)

第1条

愛宕商事株式会社郡山支店 ライフサポート・ソリューション部 (以下「事業所」という。)が行う指定特定福祉用具貸与及び指定特定介護予防福祉用具貸与等の事業(以下「特定福祉用具貸与等」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者(若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者)が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定福祉用具貸与等サービスを提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条

1. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の福祉用具専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びそれにおかれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付、調整等を行い、特定福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図る。

事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条

1. 名称 : 愛宕商事株式会社 郡山支店 ライフサポート・ソリューション部

3. 電話番号 : 024-962-1755

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(常勤で福祉用具専門相談員兼務)

管理者は、事業所に勤務する職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも福祉用具貸与の提供にあたるものとする。

2. 福祉用具専門相談員 7名(常勤で専従)

福祉用具専門相談員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行う。

3. 事務職員 2名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日とする。

土曜日・日曜日・祝祭日は休みとする。

2. 営業時間 月曜日から金曜日 午前9時00分から午後6時00分までとする。

但し、営業時間外であってもサービスの提供を行う場合がある。

3. その他年間の休日 12月29日～1月3日と

8月13日～15日とする。

但し、休日であってもサービスの提供を行う場合がある。

(指定福祉用具貸与等の提供方法)

第6条

指定福祉用具貸与等の内容は次のとおりとする。

1. (1) 福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じて、利用方法の指導、使用上の留意事項、故障時の対応等を利用者に適切に行う。

(2) 福祉用具の提供にあたっては、常に清潔、かつ安全で、正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。

(3) 提供する福祉用具の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

2. 指定福祉用具貸与等の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に関わる福祉用具の種類に基づいた別紙カタログ掲載種目とする。

貸与種目

- (1) 車いす (2) 車いす付属品 (3) 特殊寝台 (4) 特殊寝台付属品 (5) 床ずれ防止用具 (6) 体位変換器
(7) 手すり (8) スロープ (9) 歩行器 (10) 歩行補助つえ (11) 認知症老人徘徊感知機器
(12) 移動用リフト (13) 自動排泄処理装置

3. 指定福祉用具貸与等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表(カタログ)によるものとし、当該福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割とする。

4. 通常の事業実施地域以外の地域で行う指定福祉用具貸与等に要した搬入、搬出、出費はその実費を徴収しないこととする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

事業所の通常の事業の実施地域は福島県内全域とする。

(衛生管理等)

第8条

1. 事業所の管理者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

常に清潔な福祉用具の貸与に供するため、回収した福祉用具を種類、材質等からみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区別して保管する。

尚、保管、消毒については、株式会社日本ケアサプライ、パマラウントケアサービス株式会社に委託する。

(レンタル料金)

第9条

レンタル料金は、1ヶ月単位で計算し、レンタル開始月及び終了月のレンタル料は、次の通りとします。

レンタル開始日が開始月の15日以前の場合・・・月額レンタル料の全額

レンタル開始日が開始月の16日以降の場合・・・月額レンタル料の1/2相当額

レンタル終了日が終了月の15日以前の場合・・・月額レンタル料の1/2相当額

レンタル終了日が終了月の16日以降の場合・・・月額レンタル料の全額

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(リモート等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について福祉用具専門相談員等その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において福祉用具専門相談員等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての重要事項)

第11条

指定福祉用具貸与事業者等は、以下の条項に留意して事業を行う。

1. 職員の研修

(1) 採用時研修を原則として入社6ヶ月以内に行う。

(2) 継続研修、年12時間実施する。

2. 秘密の保持

(1) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(2) 職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3. 提示及び目録の備え付け

(1) 事業所の見えやすい場所に運営規定の概要を掲示し、福祉用具貸与利用申込者の選択に資するように努める。

(2) 利用申込者の福祉用具貸与の選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目、品名、利用料金を記載した目録を事業所に備え付ける。

4. 正当な理由なく、福祉用具貸与を拒まない。

5. 自社による福祉用具貸与の提供が困難な時は、速やかに適当な指定福祉用具貸与事業者等を紹介する等の措置を講じる。

6. 要支援認定及び要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

7. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

8. 居宅サービス計画が作成されている場合には、サービスを提供するとともに利用者に計画変更の意志があるときは必要な援助を行い、福祉用具サービス計画書も作成する。

9. 利用者の被保険者証につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して福祉用具貸与サービスを提供する。

10. 職員に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。

11. 利用者からの相談又は、苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

愛宕商事株式会社 郡山支店 福島県郡山市亀田西 6 7

ライフサポート・ソリューション部 TEL024-962-1755

受付時間 平日 9 時 00 分～18 時 00 分（土・日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日除く）

福島県国民健康保険団体連合会 福島県福島市中町 3 番 7 号

TEL024-528-0040

受付時間 平日 9 時 00 分～16 時 00 分（土・日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

郡山市役所介護保険課 TEL024-924-3021

受付時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

附則項目

この規程は、令和 07 年 8 月 1 日から実施する。